

4 作業場所の巡視

- ・ 混在作業による労働災害を防止するため必要な範囲について作業場所を定期的に、巡視すること。(造船業については、毎作業日に少なくとも1回、巡視する必要があります。)
- ・ 機械等を導入し、又は変更したとき、元方事業者又は関係請負人の作業内容を大幅に変更したとき、関係請負人が交替したとき等においても同様に巡視すること。
- ・ 巡視に当たっては、安全管理者の職場巡視や、協議会のパトロールに併せて実施するなど、効果的かつ効率的に実施すること。

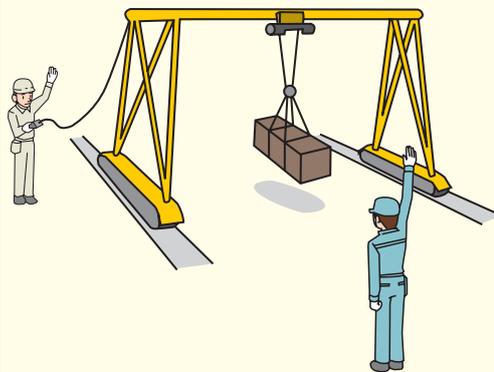


5 関係請負人が実施する安全衛生教育に対する指導援助

- ・ 関係請負人が行う労働者の雇入れ時教育、作業内容変更時教育、特別教育等の安全衛生教育について、必要に応じ、場所の提供、資料の提供等を行うこと。(造船業については、場所の提供等を行う必要があります。)

6 クレーン等の運転についての合図の統一等

- ・ クレーン等の運転についての合図の統一、事故現場の標識の統一等、有機溶剤等の容器の集積箇所の統一、警報の統一等を行う必要があること。
(労働安全衛生規則第643条の3～第643条の6)



7 関係請負人の把握

(1) 関係請負人の責任者等の把握

- ・ 請負契約の成立後速やかに以下の事項を通知させ、把握しておくこと。
 - ① 安全衛生責任者の選任状況
 - ② 安全管理者等の選任状況
- ・ 新たに作業を行うこととなった関係請負人に対しては、過去の協議事項等必要な事項を周知させること。

(2) 労働災害発生のおそれのある機械等の持ち込み状況の把握

- ・ 元方事業者は、関係請負人が労働災害発生のおそれのある機械等を持ち込む場合は、当該関係請負人に事前に通知させ、これを把握しておくとともに、定期自主検査、作業開始前点検等を確実に実施させること。